

## 地方独立行政法人法改正の概要

### 1 概要

地方独立行政法人法（以下「地独法」という。）の改正により「評価委員会の役割の見直し」、「中期目標期間の見込評価の新設」等が行われた。（施行日 平成30年4月1日）

### 2 改正内容

#### (1) 設立団体の長（市長）と評価委員会の役割の見直し

業績評価の主体を評価委員会から設立団体の長に変更

（評価委員会は存続するが必要な役割を整理（設立団体の長の責任強化））

	内容（条項）	現行法	改正法
①	中期目標の設定 （地独法第25条）	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで設定	同左（変更なし）
②	中期計画の認可 （地独法第26条）	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで認可	設立団体の長が認可
③	各事業年度の事業評価 （地独法第28条）	評価主体：評価委員会	評価主体：設立団体の長
④	中期目標期間終了時に 見込まれる業績評価 （地独法第28条）	なし	〈新規項目〉 評価主体：設立団体の長 長が評価委員会の意見を聴いたうえで実施
⑤	中期目標期間終了時の 所要の措置を講ずる （地独法第30条）	設立団体の長が評価委員会の意見を聴いたうえで決定	同左（変更なし）

※改正法において、評価委員会の関与は、①中期目標の設定、④中期目標期間終了時に見込まれる業績評価（見込評価）、⑤中期目標期間終了後の見直し等とされた。

※ただし、条例に規定することにより、評価委員会の関与（評価委員会への意見聴取等）を付加することは可能。

#### (2) 目標の具体化、業績評価時期の見直し

- ・具体的な中期目標の設定を明記
- ・中期目標期間の最終年度に中期目標に係る業績評価（見込評価）を実施〈新規項目〉

《参考》評価委員会の所掌事務

条項	現行法	改正内容
第 8 条	・ 設立団体の長が法人の種別に関する定款変更を行おうとする際の意見	・ 内容変更なし
第 22 条	・ 設立団体の長が業務方法書を認可しようとする際の意見	・ 項目削除
第 25 条	・ 設立団体の長が中期目標を定めまたは変更しようとする際の意見	・ 内容変更なし
第 26 条	・ 設立団体の長が中期計画を認可しようとする際の意見	・ 項目削除
第 28 条	・ 各事業年度における業務の実績についての評価 ・ 評価結果の法人、設立団体の長への通知、業務改善勧告	・ 評価主体を設立団体の長に変更
第 30 条	・ 中期目標の期間における業務の実績についての評価 ・ 評価結果の法人、設立団体の長への通知、業務改善勧告	【28条へ取り込み】 ・ 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価に対する意見
第 31 条	・ 設立団体の長が中期目標期間終了時に所要の措置を講ずる際の意見	【30条に変更】 ・ 内容変更なし
第 34 条	・ 設立団体の長が財務諸表を承認しようとする際の意見	・ 項目削除
第 40 条	・ 事業年度もしくは中期目標期間終了時に余剰金がある場合、設立団体の長がその活用方法について承認しようとする際の意見	・ 項目削除
第 41 条	・ 法人が限度額を超えて短期借入をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見 ・ 法人が短期借入の借換をする場合、設立団体の長がその承認をしようとする際の意見	・ 項目削除
第 44 条	・ 設立団体の長が重要な財産処分の認可をしようとする際の意見	・ 内容変更なし
第 56 条	・ 一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する意見	・ 内容変更なし